

**1 保健所等による療養期間中の健康観察や生活支援は終了しました**

終了

- 保健所等による健康観察
- 宿泊療養施設
- 食料配送
- パルスオキシメーターの配布
- 検査キットの配布
- 陽性者登録センター

今後は、ご自身で療養に備えた準備や体調の管理を行ってください

備えておくといもの

- 1 検査キット
- 2 お薬
- 3 食べ物、飲み物

**2 検査費・治療費に自己負担が生じます**

以下の公費支援は当面の間継続

- ① 新型コロナウイルス感染症治療薬の費用 (ラゲブリオ、パキロビッド、ソコーバ等、国指定のものに限る)
- ② 入院医療費は、高額療養費制度の自己負担限度額から2万円を減額(2万円未満の場合はその額)

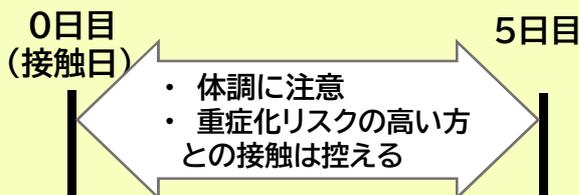
**3 一律の外出自粛の要請がなくなりました**

外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられますが、次のことが推奨されています。

■ 陽性になった場合



■ 家族が陽性になった場合



※ 5日目以降も症状が続いている場合、軽快後24時間程度は外出を控えることが推奨されています。

基本的感染対策は引き続き有効です

- ① 場面に応じたマスクの着用
- ② 手洗い等の手指衛生
- ③ 換気
- ④ 「3密」の回避
- ⑤ 人と人との距離の確保

法律上の取扱いが変わっても、新型コロナウイルスの特性は変わりません。個人や事業者が自主的に感染対策を行うことになっても、基本的感染対策は引き続き有効です。

体調に異変を感じたら(発熱、喉の痛みなどがあるときは)

あわてずに症状を確認し、検査キットで自主的な検査を行いましょう。

もし陽性になったら

- 症状が軽い方は、自宅等で療養を開始しましょう。
- 症状が重い方、重症化リスクの高い方は、  
(①65歳以上の方 ②基礎疾患を有している方 ③妊娠している方)  
**必ず事前に連絡をしてから**かかりつけ医や身近な医療機関を受診してください。

体調悪化時  
などの相談先

福島県新型コロナウイルス感染症相談センター

0120-567-747(毎日24時間対応)